

第四十六号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。
別表五の部同青鳥特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

世田谷区下馬二丁目三十八番二十三号

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立青鳥特別支援学校の位置を変更する必要がある。